

2. 第三者委託の目的（メリット）

(1) 保護者負担の軽減 …課題①

利用者である保護者の実務的負担、自らが運営することへの心理的負担を軽減する。

(2) 安定的な運営・一定水準のサービスの確保 …課題②・④

安定した経営基盤、高い専門性やノウハウを有する民間事業者に業務を委託することにより、職員の処遇改善と能力向上を図り、市全体の学童保育事業の質を一定水準へ引き上げ、利用者の満足度を高める。また、委託により、行政は待機児童解消等の政策的業務に注力することが可能になる。

⇒より利用しやすい学童、「子育てを安心してできるまちづくり」の実現

3. 移行に向けての整理事項（全学童共通）

(1) 運営基準の統一 …課題③

学童ごとに異なる保育料、入所基準、開所時間等について、市全体の基準として統一を図り、さらに、本来は行政的権限である「保育料の徴収」と「入所の決定」という2つの業務については、平成29年度より市が実施する。

(2) 施設備品の整備における責任を市に一元化 …課題⑤

市の購入品と保護者の購入品（もしくは寄附品）が混在している施設備品について、現状把握・整理を行い、市の備品台帳システムに登録を行う。今後の備品整備については、責任の所在を一元化する。

4. 今後の主なスケジュール

平成28年度	12月	平成29年度分入所申込受付（予定）
	1月～2月	事業者公募
	3月	第一次審査
平成29年度	4月	第二次審査・事業者決定
	5月～7月	保護者会から事業者への引き継ぎ・調整 現職員の勤務継続の意向確認
	8月～9月	合同保育の実施
	10月	業務委託開始